

平成26年5月14日

各位

会社名 株式会社 じげん
代表者名 代表取締役社長 平尾 丈
(コード番号：3679 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理グループリーダー
松 浦 晃 久
(TEL. 03-6380-2651)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 提案の理由

- ① 当社は、東京都港区に本店を置いておりましたが、事業拡大及び人員の増加等に伴い、東京都新宿区に事務所移転を行いました。実際の本店業務にあわせて、現行定款第3条(本店所在地)に定める本店の所在地を変更するものであります。
- ② 当社は、取締役の職務責任をより明確にするため、株主の皆様は年度ごとに取締役の信任をお諮りするよう、現行定款第22条(取締役の任期)に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、左記取締役の任期を1年に変更するのに伴いまして、機動的な剰余金の配当等を可能とすべく法令の適用を受け、取締役会で剰余金の配当等の決議が行えるよう変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成26年6月26日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成26年6月26日(予定) |

(別紙)

(下線は付した部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>45</u>条 当社は、<u>株主総会の決議によって</u>、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>3</u> <新設></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>46</u>条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> | <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第45条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>46</u>条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>47</u>条 <現行どおり></p> |

以上